

令和 5 年 第 2 回 臨時 会

長 柄 町 議 会 会 議 録

令 和 5 年 8 月 9 日 開 会

令 和 5 年 8 月 9 日 閉 会

長 柄 町 議 会

令和5年長柄町議会第2回臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (8月9日)	
○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	4
○開会及び開議の宣告	5
○仮議席の指定	5
○議長の選挙	5
○日程の追加	12
○議席の指定	12
○会議録署名議員の指名	13
○会期の決定	13
○諸般の報告	13
○副議長の選挙	13
○議席の一部変更	14
○常任委員会委員の選任	15
○議会運営委員会委員の選任	16
○議会広報編集特別委員会委員の選任	17
○長生郡市広域市町村圏組合議会議員の選挙	17
○千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	18
○同意第1号の上程、説明、採決	19
○閉議及び閉会の宣告	20
○署名議員	23

令和5年長柄町議会第2回臨時会を次のとおり招集する。

令和5年8月1日

長柄町長 月岡清孝

- 1 期 日 令和5年8月9日
- 2 場 所 長柄町議会議場
- 3 付議事件 議長の選挙
副議長の選挙
常任委員会委員の選任
議会運営委員会委員の選任
議会広報編集特別委員会委員の選任
長生郡市広域市町村圏組合議会議員の選挙
千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
監査委員の選任同意

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1 番	金 坂 光 章 君	2 番	宮 坂 陽一郎 君
3 番	佐久間 繁 英 君	4 番	神 崎 清 美 君
5 番	高 橋 智恵子 君	6 番	岡 部 弘 安 君
7 番	鶴 岡 喜 豊 君	8 番	池 沢 俊 雄 君
9 番	本 吉 敏 子 君	10 番	古 坂 勇 人 君
11 番	三 枝 新 一 君	12 番	柴 田 孝 君

不応招議員（なし）

令和5年長柄町議会第2回臨時会会議録

議事日程(第1号)

令和5年8月9日(水曜日)午後1時30分開会

- 日程第 1 仮議席の指定
日程第 2 議長の選挙
追加日程第 1 議席の指定
追加日程第 2 会議録署名議員の指名
追加日程第 3 会期の決定
追加日程第 4 諸般の報告
追加日程第 5 副議長の選挙
追加日程第 6 議席の一部変更
追加日程第 7 常任委員会委員の選任
追加日程第 8 議会運営委員会委員の選任
追加日程第 9 議会広報編集特別委員会委員の選任
追加日程第10 長生郡市広域市町村圏組合議会議員の選挙
追加日程第11 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
追加日程第12 同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

出席議員(12名)

- | | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 金坂光章君 | 2番 | 宮坂陽一郎君 |
| 3番 | 佐久間繁英君 | 4番 | 神崎清美君 |
| 5番 | 高橋智恵子君 | 6番 | 岡部弘安君 |
| 7番 | 鶴岡喜豊君 | 8番 | 池沢俊雄君 |
| 9番 | 本吉敏子君 | 10番 | 古坂勇人君 |
| 11番 | 三枝新一君 | 12番 | 柴田孝君 |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 月 岡 清 孝 君 総 務 課 長 内 藤 文 雄 君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 佐 藤 幹 宏 議 会 書 記 貝 塚 匡
議 会 書 記 那 須 悠 太

開会 午後 1時30分

○事務局長（佐藤幹宏君） 改めまして、こんにちは。

本日は傍聴人の皆様から議員の皆様、大変ご苦労さまでございます。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会でございます。

議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

よって、三枝新一議員に、議長席にお座りいただきます。

三枝議員、お願いいたします。

○臨時議長（三枝新一君） ただいまご紹介いただきました三枝新一でございます。

規定により、臨時議長を務めさせていただきます。よろしく申し上げます。

◎開会及び開議の宣告

○臨時議長（三枝新一君） ただいまより、令和5年長柄町議会第2回臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

◎仮議席の指定

○臨時議長（三枝新一君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席のとおりいたします。

◎議長の選挙

○臨時議長（三枝新一君） 日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は、地方自治法第118条第1項の規定により、投票で行います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（三枝新一君） 異議なしと認めます。

議場の入り口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（三枝新一君） ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、金坂光章君、2番、宮坂陽一郎君を指名します。

それでは、これから投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（三枝新一君） あらかじめ申し上げます。

投票は単記無記名で行います。

白票、他事記載などの投票については、地方自治法第118条第1項の規定が準用する公職選挙法第68条第1項第1号から第8号の規定により、無効となる場合がありますのでご注意ください。

投票用紙の配付漏れはありませんか。大丈夫ですか。

〔発言する者なし〕

○臨時議長（三枝新一君） 配付漏れなしと確認します。

投票箱を確認してください。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（三枝新一君） 異状なしと認めます。

議席番号1番の議員から順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○臨時議長（三枝新一君） 投票漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○臨時議長（三枝新一君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

立会人は、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○臨時議長（三枝新一君） ただいまから、開票の結果を報告いたします。

投票総数12票、有効投票数12票、無効投票数0票。

有効投票数の内訳は、三枝新一君6票、柴田孝君6票。

以上のとおりでございました。

投票の結果、10番、三枝新一君と7番、柴田孝君の票数が同数でした。

公職選挙法第95条第1項第3号による法定得票数は3票であり、三枝新一君と柴田孝君の得票数はこれを超えております。

この場合、地方自治法第118条第1項の規定により、公職選挙法第95条第2項を準用し、くじで当選人を決定することになっておりますので、三枝新一君と柴田孝君が議場におられますことから、これよりくじ引を行います。

くじ引は2回行います。1回目は、くじを引く順序を決めるためのものです。2回目は、この順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものです。

くじは抽せん棒を使用します。1回目は、1から5までの番号が入った5本の抽せん棒を使用します。2回目は、6から10までの番号が入った、やはり5本の抽せん棒を使用します。いずれも小さい数字を引いた方が、1回目は先に引く権利を得て、2回目の場合は当選人とします。

三枝新一君、柴田孝君は演壇の前にお集まりください。

立会いは1番、金坂光章君、2番、宮坂陽一郎君をお願いします。

まず、くじを引く順序を決めるくじを行います。

慣例により、現時点の議席番号の大きい方から引いていただきます。

〔くじ引〕

○臨時議長（三枝新一君） それでは、結果を報告します。

三枝新一君、2番、柴田孝君、3番。

よって、三枝新一君が2回目は先に引くことになりました。

これより、当選人を決定するくじを行います。

それでは、三枝新一君から先にくじを引いてください。

〔くじ引〕

○臨時議長（三枝新一君） それでは、結果を報告します。

三枝新一君、10番、柴田孝君、9番。

よって、柴田君が当選人と決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（三枝新一君） ただいま当選されました柴田孝君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

それでは、柴田孝君、就任のご挨拶をお願いいたします。

○7番（柴田 孝君） ただいま、議長の選挙ということで、私がかじを引いたわけですが、大変恐縮でございますが、辞退をさせていただきたいと思っております。

○臨時議長（三枝新一君） 今、柴田孝君のお言葉いただきました。

当選されました柴田孝君ですが、ただいま、当選の告知をされましたが、当選を辞退されました。

この選挙は不成立となりました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時37分

○臨時議長（三枝新一君） ただいまから、会議を再開いたします。

日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は、地方自治法第118条第1項の規定により、投票で行います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（三枝新一君） 異議なしと認めます。

議場の入り口を閉鎖してください。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（三枝新一君） ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、金坂光章君、2番、宮坂陽一郎君を指名します。

それでは、投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（三枝新一君） あらかじめ申し上げます。

投票は単記無記名で行います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○臨時議長（三枝新一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。立会人は、投票箱の点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（三枝新一君） 異状なしと認めます。

議席番号1番の議員から順次投票をお願いします。

〔投票〕

○臨時議長（三枝新一君） 投票漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○臨時議長（三枝新一君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票をお願いします。

立会人は、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○臨時議長（三枝新一君） ただいまより、開票の結果を報告します。

投票総数12票、有効投票12票、無効投票0票。

有効投票の内訳を発表します。

古坂勇人君6票、三枝新一君6票。

以上のとおりです。

〔「議長、すみません。全く同じことですね、これでは。これでくじやっても、どちらかがまた辞退する結果になると思います。ここで暫時休憩をもらえませんか」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（三枝新一君） ちょっと続けさせてください。最後までちょっとやらせてください。申し訳ありません。

投票の結果、12番、古坂勇人君と10番、三枝新一君の票数が同数でした。

公職選挙法第95条第1項第3号による法定得票数は3票であり、古坂勇人君と三枝新一君の得票数はこれを超えております。

この場合、地方自治法第118条第1項の規定により、公職選挙法第95条第2項を準用し、

くじで当選人を決定することになっておりますので、古坂勇人君と三枝新一君が議場におられますことから、これよりくじ引を行います。

くじ引は2回行います。1回目は、くじを引く順序を決めるためのものです。2回目は、この順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものです。

くじは抽せん棒を使用します。1回目は、1から5までの番号が入った5本の抽せん棒を使用します。2回目は、6から10までの番号が入った、やはり5本の抽せん棒を使用します。いずれも小さい数字を引いた方が、1回目は先に引く権利を得て、2回目の場合は当選人とします。

古坂勇人君、三枝新一君は演壇の前に集まってください。

1番、金坂光章君、2番、宮坂陽一郎君、くじ引の立会いをお願いいたします。

まず、くじを引く順序を決めるくじを行います。

慣例により、現時点の議席番号の大きい方から引いていただきます。

〔くじ引〕

○臨時議長（三枝新一君） それでは、結果を報告します。

古坂勇人君、2番、三枝新一君、1番。

よって、三枝新一君が2回目は先に引くことになりました。

これより、当選人を決定するくじを行います。

三枝新一君から先にくじを引いてください。

〔くじ引〕

○臨時議長（三枝新一君） それでは、結果を報告します。

三枝新一君、9番、古坂勇人君、7番。

よって、古坂勇人君が当選人と決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（三枝新一君） ただいま当選されました古坂勇人君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

それでは、古坂勇人君、就任の挨拶をお願いします。

○12番（古坂勇人君） 12番、古坂です。

私、皆さんもご存じのとおり、前回議長職を仰せつかっておりますので、今回は辞退という形にさせていただきます。

私からは以上です。

○臨時議長（三枝新一君） 当選されました古坂勇人君ですが、ただいま、当選の告知をしましたが、当選を辞退されました。

今回の選挙は不成立となりました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後 2時56分

再開 午後 3時41分

○臨時議長（三枝新一君） 会議を再開します。

日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（三枝新一君） 異議なしと認めます。

議長に柴田孝君を指名することに、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（三枝新一君） 異議なしと認めます。

柴田孝君を議長に選出することに決定しました。

議長に選出されました柴田孝君に、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

それでは、柴田孝君、就任のご挨拶をお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） ただいま、議長にということで、議会推選という形で、2年という条件の中で務めさせていただくことになりました。

長柄町において、この議長選挙においては、初めてじゃないかなと、辞退が出たのは。皆さんのそれぞれの思いもあるかと思いますが。私たちが、議員を、この議会を活発化して、町をどのような町にするのか、そういうところを一緒に意見を出し合って、執行部との、施策はもとより政策論をしっかりと、この町づくりをしていきたいという思いでございます。

どうか皆様のご理解とご協力をいただいて、議長を支えていただきたいというふうに思い

ます。そういう思いの中で、何とか2年という形ですけれども、議長の職を務めさせていただきますので、皆様のご支援をどうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

簡単ですが、挨拶とさせていただきます。

○臨時議長（三枝新一君） ありがとうございます。

以上で議長の選挙を終わります。

以上をもちまして、臨時議長の職務を解かせていただきます。

いろいろご協力ありがとうございました。

暫時休憩とします。再開は3時50分といたします。

休憩 午後 3時44分

再開 午後 3時50分

○議長（柴田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程の追加

○議長（柴田 孝君） 議事日程の追加をしたいと思ひます。

ただいま、事務局より配付された日程を追加することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 異議なしと認めます。

これより、議事を進行いたします。

◎議席の指定

○議長（柴田 孝君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、ただいま着席のとおり指定します。

◎会議録署名議員の指名

○議長（柴田 孝君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、議長より指名します。

1番 金 坂 光 章 君

2番 宮 坂 陽一郎 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（柴田 孝君） 日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期を、本日1日限りにしたいと思えます。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りとします。

◎諸般の報告

○議長（柴田 孝君） 日程第4、諸般の報告を申し上げます。

本日の議長の出席要求に対する出席者並びに監査委員から住民監査請求を7月25日付で受理した旨の通知については、印刷してお配りしてあるとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎副議長の選挙

○議長（柴田 孝君） 日程第5、副議長の選挙を行います。

選挙は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 異議なしと認めます。

副議長に三枝新一君を指名することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 異議なしと認めます。

三枝新一君を副議長に選出することに決定しました。

副議長に当選されました三枝新一君に、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

それでは、三枝新一君、就任のご挨拶をお願いします。

○副議長（三枝新一君） 三枝でございます。

今日一日、いろんなことがございました。先ほども柴田議長がおっしゃっていましたように、町のために、極力皆さんの協力を得まして、議長を後から押すように頑張っていきたいと思っておりますので、皆さんも協力してください。よろしくお願いします。

今日は本当にありがとうございました。微力ですが頑張ります。

○議長（柴田 孝君） ありがとうございました。

席替えのため、ここで暫時休憩とします。再開は4時とします。

休憩 午後 3時55分

再開 午後 3時58分

○議長（柴田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議席の一部変更

○議長（柴田 孝君） 日程第6、議席の一部変更を議題といたします。

副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更いたします。
変更した議席は、現在着席のとおりです。

◎常任委員会委員の選任

○議長（柴田 孝君） 日程第7、常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任は、委員会条例第7条第1項の規定により、議長より指名します。
ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 異議なしと認めます。

これより指名します。

総務事業常任委員会委員に、古坂勇人君、池沢俊雄君、柴田孝君、岡部弘安君、神崎清美君、佐久間繁英君、以上6名です。

住民教育常任委員会委員に、本吉敏子君、三枝新一君、鶴岡喜豊君、高橋智恵子君、宮坂陽一郎君、金坂光章君、以上6名。

ただいま指名した皆さんを、各常任委員会委員に選任することと決定します。

引き続き、各常任委員会委員長及び副委員長の選任を求めます。

選任方法は、委員会条例第8条第1項及び第2項の規定により、各委員会において互選願います。

ここで暫時休憩とします。再開は4時10分とします。

休憩 午後 4時01分

再開 午後 4時14分

○議長（柴田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

各常任委員会委員長、副委員長が決定しましたので報告いたします。

総務事業常任委員会委員長、池沢俊雄君。住民教育常任委員会委員長、鶴岡喜豊君。

次に、副委員長を申し上げます。

総務事業常任委員会副委員長、佐久間繁英君。住民教育常任委員会副委員長、高橋智恵子君。

以上のとおり決定しました。

◎議会運営委員会委員の選任

○議長（柴田 孝君） 日程第8、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任は、委員会条例第7条第4項の規定により、議長より指名します。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 異議なしと認めます。

これより指名します。

議会運営委員会委員に、池沢俊雄君、佐久間繁英君、古坂勇人君、鶴岡喜豊君、高橋智恵子君、宮坂陽一郎君。

ただいま指名した皆さんを、議会運営委員会委員に選任することと決定します。

引き続き、議会運営委員会委員長及び副委員長の選任を求めます。

選任方法は、委員会条例第8条第1項及び第2項の規定により、委員会において互選願います。

ここで暫時休憩とします。再開は4時20分とします。

休憩 午後 4時16分

再開 午後 4時21分

○議長（柴田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会運営委員会委員長、副委員長が決定しましたので報告いたします。

議会運営委員会委員長、古坂勇人君、議会運営委員会副委員長、宮坂陽一郎君。

以上のとおり決定しました。

◎議会広報編集特別委員会委員の選任

○議長（柴田 孝君） 日程第9、議会広報編集特別委員会委員の選任を行います。

議会広報編集特別委員会委員の選任は、委員会条例第7条第1項の規定により、議長より指名します。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 異議なしと認めます。

これより指名します。

議会広報編集特別委員会委員に、岡部弘安君、神崎清美君、佐久間繁英君、三枝新一君、宮坂陽一郎君、金坂光章君、以上6名。

ただいま指名した皆さんを、議会広報編集特別委員会委員に選任することと決定します。

引き続き、議会広報編集特別委員会委員長及び副委員長の選任を求めます。

選任方法は、委員会条例第8条第1項及び第2項並びに議会広報編集特別委員会規程第7条第1項及び第2項の規定により、委員会において互選願います。

ここで暫時休憩とします。再開は4時30分とします。

休憩 午後 4時23分

再開 午後 4時29分

○議長（柴田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会広報編集特別委員会委員長、副委員長が決定しましたので報告いたします。

議会広報編集特別委員会委員長、岡部弘安君、議会広報編集特別委員会副委員長、金坂光章君。

以上のとおり決定しました。

◎長生郡市広域市町村圏組合議会議員の選挙

○議長（柴田 孝君） 日程第10、長生郡市広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

選挙は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 異議なしと認めます。

長生郡市広域市町村圏組合議会議員に、本吉敏子君を指名することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 異議なしと認めます。

本吉敏子君を長生郡市広域市町村圏組合議会議員に選出することに決定しました。

長生郡市広域市町村圏組合議会議員に当選されました本吉敏子君に、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

それでは、本吉敏子君、就任のご挨拶をお願いします。

○9番（本吉敏子君） ただいまご紹介をいただきました。広域市町村圏組合の議員にということでご指名をいただきました。

本当に力不足でありますけれども、今まで3期12年間議員とさせていただきまして、広域に対しての質問等がいろいろありました。そのこともありますし、これから長柄町におきまして、最終処分場の、大切な、これから始まるということになります。

しっかりと審議しながら、皆さんと力を合わせながら頑張ってまいりたいと思いますので、これからお世話になりますが、よろしく願いいたします。

○議長（柴田 孝君） ありがとうございます。

◎千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（柴田 孝君） 日程第11、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

選挙は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 異議なしと認めます。

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に、古坂勇人君を指名することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 異議なしと認めます。

古坂勇人君を千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に選出することに決定しました。

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました古坂勇人君に、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

それでは、古坂勇人君、就任のご挨拶をお願いします。

○10番（古坂勇人君） ただいま、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員として指名されました古坂です。

何分、よく分からない領域なので、しっかり勉強していきたいと思っておりますので、よろしくご願ひいたします。

○議長（柴田 孝君） ありがとうございます。

◎同意第1号の上程、説明、採決

○議長（柴田 孝君） 日程第12、同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、6番、岡部弘安君の退場を求めます。

〔6番 岡部弘安君退場〕

○議長（柴田 孝君） 町長より提案理由の説明を求めます。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

町の監査委員は、地方自治法第195条の規定に基づき、2名の監査委員により毎月の出納検査及び定期監査、決算監査等を行い、財務の管理執行につきまして監査をお願いしているところであります。

このたび、議会議員の改選に伴い、地方自治法第196条の規定により、議会議員の中から1名を監査委員に選任するものであります。

ご提案申し上げます。岡部弘安氏は、農業の経営をし、人格は円満で、実直かつ公平な方でございますので、監査委員として適任と認め選任するものでございます。

どうか、議員の皆様には、ご同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） お諮りします。

本案につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 異議なしと認めます。

採決いたします。

この採決は、挙手により行います。

同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） 挙手多数。

同意することに決定しました。

岡部弘安君の入場を求めます。

〔6番 岡部弘安君入場〕

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（柴田 孝君） 以上で、本臨時会に付議された事件は全て終了しました。

よって、会議規則第7条の規定により閉会としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会は本日で閉会とすることに決定しました。

お諮りします。

本会議の議決の結果並びに会議録の整理について、議長に一任願いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 以上をもちまして、令和5年長柄町議会第2回臨時会を閉会とします。
ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時39分